

狂犬病予防対策の実施について

平成11年8月24日 衛乳第173号
各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部（局）長あて
厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知

狂犬病予防対策については、日頃から種々御配慮をいただいているところです。

今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が公布され、来年4月1日から犬の登録(法第4条)、注射済票の交付(法第5条)等については市町村長の事務となることとされているので、必要な事務引継について遺漏のないようお願いいたします。

また、予防注射の実施、注射済票の保管及び交付について、都道府県等が地方獣医師会の協力を得て実施するよう従来からお願いしているところですが、登録犬の全頭に予防注射を実施するためには、市町村及び地方獣医師会・開業獣医師の連携が不可欠であります。さらに、法第六条に基づく抑留、狂犬病発生時の措置等については、引き続き、都道府県の事務とされているところです。

従って、市町村及び地方獣医師会・開業獣医師の連携につき、特段の御配慮をお願いします。